

広島県告示第五百九十号

港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第五十六条の四第二項の規定によって、港湾区域内に放置されていた工作物、船舶その他の物件（以下「工作物等」という。）を撤去し、同条第三項の規定によって、保管した。

令和八年五月七日

重要港湾尾道系崎港港湾管理者 広島県

代表者 広島県知事 横 田 美 香

一 工作物等の名称又は種類、形状及び数量

漁具倉庫（倉庫内収納物を含む） 木造（トタン張り）一棟

二 当該工作物等の放置されていた場所及び当該工作物等を撤去した日時

三原市古浜三丁目三番一号地先水域（古浜入川地区） 令和八年三月二十六日十時

三 当該工作物等の保管を始めた日時及び保管の場所

令和八年三月二十六日十一時 三原市和田沖町一（貝野二号荷さばき地）

四 当該工作物等の所有者等の行うべき措置

当該工作物等の所有者、占用者その他当該工作物等について権原を有する者（以下「所有者等」という。）は、広島県東部建設事務所三原支所の指示に従い、当該工作物等の返還を受けること。

五 撤去等に要した費用の負担者

当該工作物等の撤去、保管、売却、公示その他の措置に要した費用は、当該工作物等の返還を受けるべき所有者等の負担とする。

六 問合せ先

三原市田一町二丁目四番一号

広島県東部建設事務所三原支所管理課管理第二係

電話（〇八四八）六四一四二六四